

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間のうちの 4 か月、39 年 7 月から 41 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までのうちの 4 か月
② 昭和 39 年 7 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月まで

昭和 35 年頃、市役所職員から国民年金への加入を勧められて加入し、申立期間①、②及び③のいずれも自宅へ、毎月、婦人会の方が集金に来て、夫と私の国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が居住する市が保管する申立人の夫の国民年金被保険者名簿によると、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までのうち、36 年 8 月から同年 11 月までの 4 か月の国民年金保険料が未納とされていることが確認できるところ、当該期間は、申立人の昭和 36 年度における保険料の未納期間とされている 4 か月と一致することから、申立人の同年度の 4 か月の未納期間は、申立人の夫と同じ期間である 36 年 8 月から同年 11 月までと考えるのが自然であり、夫婦一緒に納付していた状況がうかがわれる一方、上記被保険者名簿において同年 4 月から同年 7 月までの保険料は 37 年 4 月に検認されていること、及び 36 年 12 月から 37 年 3 月までの保険料は同年 10 月に一括して過年度納付されていることが確認できることから、申立期間①当時、毎月、集金人に納付していた状況はうかがわれない。

また、申立期間②及び③については、申立人の夫も当該期間については、国民年金保険料の未納期間とされている上、申立人が記憶している申立期間

①、②及び③を含め同じ時期に保険料を納付してきたとする近隣の女性は、昭和 38 年 12 月に国民年金被保険者資格を取得しているものの、同月から 43 年 12 月までは保険料の未納期間とされており、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

申立期間において、厚生年金保険に加入している期間は国民年金に加入しなくてもよいことを知らず、国民年金保険料を引き続き納付していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該期間の保険料が還付されたことになっている。

しかし、申立期間に係る国民年金保険料の還付請求を行ったことも、還付金を受け取った記憶も無いので、還付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民年金保険料徴収票及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことは確認できるものの、申立期間は厚生年金保険に加入している期間であることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳には、還付対象期間、還付金額及び還付決定日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から46年9月まで
② 昭和46年10月から50年3月まで

ねんきん特別便が届き、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間①については、結婚後、昭和39年12月頃に、妻が当時居住していた市において、国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付した。

申立期間②については、現在居住する市に戻り、昭和46年10月頃に妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月頃に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行い、36年12月に遡って国民年金被保険者資格を取得したと推認されるが、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻から聴取しても、保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が明確ではないことから、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は、合計160か月と長期間である上、申立人の妻が申立

期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の妻が申立人の当該期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から 17 年 7 月 1 日まで
取締役として勤務していたA社（平成 17 年 7 月 26 日付けで、「B社」に名称を変更）における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、社会保険事務所（当時）によって改ざんされていたことが判明した。
申立期間の標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成 17 年 7 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その約半月後の同年 8 月 12 日に、11 年 3 月から 17 年 6 月までの申立人に係る標準報酬月額が 9 万 8,000 円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「社会保険事務所から、一度、事業主の標準報酬月額の遡及訂正について説明を受けた覚えはあるが、二度目に自分の報酬月額を下げることについては説明を受けた覚えはない。」と述べているところ、A社に係る滞納処分票によると、申立人が自ら経理担当者として社会保険事務所に出向き、再三、同事務所と滞納保険料の納付計画等について協議が行われ、最終的に同社から申立人の社会保険関係届が提出されていることが記載されている上、同社には、申立人の申立期間の標準報酬月額が改定されたことが決定された健康保険厚生年金保険標準報酬月額改定通知書が保管されていることから、取締役であった申立人が関与せずに同事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額訂正に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 55 年 10 月 19 日まで

申立期間において、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間における標準報酬月額について、昭和 52 年 9 月から 53 年 6 月までは 20 万円、同年 7 月から 55 年 6 月までは 28 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 32 万円とされている。

しかし、申立期間については、A社において 40 万円の給与が支給されており、そのことについては、同社の社内経理を担当していた事業主の元妻が証明しているため、当該期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和 52 年 9 月から 53 年 6 月までは 20 万円、同年 7 月から 55 年 6 月までは 28 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 32 万円とされているところ、申立人は、「当該期間においては、A社で 40 万円の給与が支給されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と申し立てているとともに、併せて、申立人から、同社の社内経理を担当していた事業主の元妻が、「月収 40 万円の固定給であった。」旨を証明する上申書が提出されている。

しかしながら、A社は、昭和 58 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主は、「当社の社会保険に関する事務は全て社会保険労務士に任せており、当時の状況は不明である。任せていた社会保険労務士の氏名等について覚えていない。」、また、同社の事業主の元妻

は、「申立人は、上申書のとおり 40 万円の給与を支給されていたが、確認できる資料は無く、厚生年金保険料の控除等については社会保険労務士が行っており、分からない。」と証言している上、同社において社会保険事務を行っていたとする社会保険労務士については確認することができず、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間当時、A社で勤務していた者 21 人のうち、申立期間当時継続して勤務していた者は事業主とその元妻のみであり、当該 2 人の標準報酬月額の推移をみると、事業主の標準報酬月額は、昭和 52 年 9 月から 53 年 6 月までは申立人と同様に 20 万円、同年 7 月から 55 年 6 月までは 30 万円（申立人は当該期間において 28 万円）、同年 7 月から同年 9 月までは申立人と同様に 32 万円（当時の最高等級の標準報酬月額）であり、事業主の元妻の標準報酬月額（15 万円から 22 万円まで）は、申立人の標準報酬月額より低いものの、申立人と同様に推移しており、特段の不自然さは見受けられない。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた者 21 人のうち、連絡を取ることができた 7 人（事業主及びその元妻を除く。）は、「当時の給与と標準報酬月額は一致していたと思う。」と証言している上、同社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。